

2024-12-2 ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会（第6回）

○松山認知症施策・地域介護推進課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日は動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

本日の欠席でございますが、落久保構成員から御欠席と伺っております。

報道関係の方に御連絡いたします。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退室のほうをよろしく願いいたします。

（カメラ退室）

○松山認知症施策・地域介護推進課長補佐 では、以降の進行は田中座長にお願いしたいと思います。

○田中（滋）座長 委員の皆さん、おはようございます。

早速ですが、議事に入ります。本日の議題は1つ「中間整理（案）について」でございます。

まず、本日の資料と会議の運営方法について、事務局から説明をお願いします。

○松山認知症施策・地域介護推進課長補佐 それでは、お手元の資料と会議の運営方法の確認をさせていただきます。

構成員の皆様におかれましては、お送りしております資料を御覧いただければと思います。同様の資料をホームページにも掲載しております。

次に、発言方法につきましては、これまでと同様でございますけれども、オンラインで御参加の皆様におかれましては、会議の進行中は基本的にマイクをミュートにしてください、御発言される際には「手を挙げる」をクリックいただき、座長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。御発言が終わりました後は「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田中（滋）座長 ありがとうございます。

では、議論を行います。

これまで構成員の皆様から様々な御意見を頂戴してきました。前回は中間整理の素案について議論を行いました。それを踏まえて事務局とも相談し、中間整理（案）を作成しております。本日はこれを基に議論を進めてまいります。

では、事務局より資料の説明をお願いします。

○吉田認知症施策・地域介護推進課長 それでは、資料1を御覧いただければと思います。「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会中間整理案」ということでございます。

こちらは、前回、素案（たたき台）をお示しさせていただいて、それに対して前回の検討会で各構成員の方々から頂戴いたしました御意見を反映しているものでございます。その修正点が見え消しで赤字になっている部分でございます。構成員の方々から頂きました御意見を踏まえて、可能な限り反映させていただいているものでございます。

特に大きく修正している部分だけを御紹介させていただければと思いますけれども、前回、中間整理の素案をお出しした際に、特に深掘りいただきたい、御議論いただきたいポイントとして3点をお示しさせていただいております。そこについては、具体的に記述を書き込んでいるということでございます。

具体的に申し上げますと4ページ目の一番下のパラグラフでございまして、ケアマネジャーが行っている法定業務以外の業務の取扱いについての記載でございます。4ページ目の一番下辺りから5ページ目にかけてでありますけれども「地域の実情に応じた対応ができるよう、市町村における相談体制の整備や、地域の関係者からなる協議の場での対応の検討、生活支援コーディネーターなど既存の仕組みや職能団体による事業化、インフォーマルな資源を活用すること等も考えられる」といった記載を5ページにかけて行っております。

2点目であります、6ページ目でございます、下から2つ目のパラグラフでありますけれども、主任ケアマネジャーの配置に関してであります。個々の居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの配置についてでございます「研修の在り方の検討などあくまでも主任ケアマネジャーの確保に努めることが重要である。その上で、地域の実情に応じて、市町村が役割分担や柔軟な配置（兼務や業務委託等）も含めて検討することが適当である」ということでございます。

それから、3点目でありますけれども、8ページに参りましてケアマネジャーの新規入職の促進の部分でございます。8ページ目下から2つ目のパラグラフでございます、受験対象である国家資格の範囲の取扱いについてでございます。8ページ下から2つ目のパラグラフの中ほどでありますけれども「受験対象である国家資格の範囲については、次の制度改正に向けて、新たな資格を追加する等により合格者数を増加させる方策を検討することが適当である。その際、ケアマネジャーに求められる専門性を勘案し、資質として相談援助技術が重要な要素を占める資格を中心に資格の追加を検討することが考えられる。その上で、幅広い職種・資格等からの受験を促すことが適当である」という記載を行っております。

最後であります、本検討会では4点のテーマについての方向性を御整理いただきましたけれども、13ページに「5. おわりに」ということで本検討会のまとめを行っております。4つのテーマに関してそれぞれ御議論いただいたわけですが、まとめということで①から④までの要約のようなことをしているということであります。

「5. おわりに」の最初のくだりでありますけれども「本検討会では、令和6年4月から●回にわたり、ケアマネジメントに係る諸課題について議論を重ね、以上のとおり中間

整理を行った。今後、社会保障審議会介護保険部会に報告した上で、制度改正や介護報酬改定に向けて、引き続き、必要な検討を進めていくことが適当である」とした上で、以降の Paragraph で①から④までのエッセンスをまとめているということでもあります。13ページから14ページまで、ポイントとなる方向性を要約しているということでもあります。

以上が資料1でございまして、資料2を御覧いただければと思いますけれども、本検討会の中間整理案の概要ということでございまして、本文をベースに概要資料を2枚で作成してございます。「1. ケアマネジャーの業務の在り方」から、2枚目が「2. 人材確保・定着に向けた方策」「3. 法定研修の在り方」「4. ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の促進」という形で概要資料を作成してございます。こちらも併せて参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○田中（滋）座長 説明ありがとうございました。

では、中間整理案についての議論を行います。御意見、御質問等があれば、Zoomの「手を挙げる」機能などを使って手を挙げた上、私の指名を受けて発言をお願いいたします。

どなたからでもどうぞ。

川北構成員、お願いいたします。

○川北構成員 ありがとうございます。全国地域包括・在宅介護支援センター協議会の川北でございます。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

まず、前回の検討会でお示しいただいた中間整理素案に対して、本会より申し上げた意見についてもお酌み取りいただき感謝申し上げます。

特に「はじめに」の冒頭に、居宅介護支援だけでなく「介護予防支援」の文言も加えることで、介護支援専門員の役割として介護予防支援も示していただいたことは、地域包括支援センターの課題となっております介護予防支援の委託促進や市町村からの直接委託を進めていく上でも重要であると考えております。

また、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーだけでなく、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーも多くの業務負担を抱えている実情を踏まえて「地域包括支援センター」の文言も随所に明記いただき、併せて地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの業務負担の状況について明記いただけたことにも感謝申し上げます。

その上で、中間整理案の6ページ下段に新たに加えられた項目、特に地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーに兼務させることができるという点について御意見を申し上げます。

中間整理案には、「地域の実情に応じて、市町村が役割分担や柔軟な配置（兼務や業務委託等）も含めて検討することが適当である。その際、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを兼務等することによるサービス利用の公平性の担保やケアマネジャーの業務負担の増加等について配慮が必要である」と明記されております。

結論から申し上げますと、本会といたしましては、この考え方には反対の立場を表明さ

せていただきたいと存じます。確かに主任ケアマネジャーの確保が非常にしづらい状況があり、限られた人材を有効に活用する上では兼務という方法も考え方としてはあるかもしれませんが、これまでの検討会の議論の中では、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーともに様々な課題を抱え、また、その役割も分化させていく方向をうたいながら、その2つを併せ持たせる主任ケアマネジャーを認めるということは、いささか無理が生じるのではないかと感じております。

また、この中間整理案の「はじめに」のところにも「利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーが個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力することができるよう」と明記されていることとも整合性が図れないようにも感じております。中間整理案の記載にもあるように、公平性の担保、業務負担の増加は間違いなく起こり、これらに配慮した対応を、地域の実情を理由として市町村にこの判断を委ねてしまうと、新たな混乱や問題を生むことにつながると考えます。

地域包括支援センターとして、現在、確保が困難となっている主任ケアマネジャーを確保する方策として、兼務という考え方ではなく、今後は居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーと地域包括支援センターの主任ケアマネジャーとは、その役割を明確にし、主任ケアマネジャーになるための研修体系を分け、ケアマネジャーが主任ケアマネジャーを目指す際に、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーとして介護保険のエキスパートとしてケアマネジャーの指導・育成に当たり、良質なプランを通して利用者の生活を支えるのか。地域包括支援センターの主任ケアマネジャーとして、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーとの連携・協働によって、個別の課題を地域の課題として地域の様々な機関、人たちを巻き込んで地域づくりに取り組んでいくのか。ケアマネジャーがなぜ主任ケアマネジャーを目指すのかを明確にさせることも必要ではないかと考えております。

おのずと研修の内容も目的も異なります。現状は居宅介護支援事業所も地域包括支援センターも施設のケアマネジャーも全て同じ研修内容となっていることも見直す必要があると考えます。

主任ケアマネジャーになるための主任介護支援専門員研修の受講要件としては、居宅介護支援事業所でのケアマネジャーの実務経験5年が必要ですが、例えば、ケアマネジャーの資格を持って地域包括支援センターで働いている三職種については、この実務経験が認められないので受講できません。包括的支援事業を5年経験したケアマネジャー資格を持つ職員も受講できるように、併せて見直しいただければと思います。ケアマネジャーの実務経験5年たてば自動的に主任ケアマネジャーになれる、あるいは加算要件に必要なことから主任ケアマネジャーになるといった理由では、ここで言う質の高いケアマネジャーの指導・育成ができる主任ケアマネジャーは育成できないと思います。

この間の検討会では、ケアマネジャーをいかにして増やすかという課題に対して、ケアマネジャーの実務試験の合格率を上げるための方策についても議論がなされましたが、事実、今年度のケアマネ試験の合格率は前年度よりもかなり上がったと聞き及んでおります。

しかし、合格率を上げて、ケアマネの実務についていただかなければ意味がありません。この間の議論のとおり、ケアマネジャーが目指すべき仕事になり、高い質に裏打ちされたやりがいや希望に満ちた仕事に当たれるように、今、ケアマネジャーとして従事している皆さんがやりがいを実感できるように報酬で正しく評価して、それらが実感の持てる処遇改善に結びつくような見直しを改めて要望したいと思います。

具体的には、ケアマネ業務で利用者との関わりを十分に持っても、ケアプランに位置づけたサービス利用が発生しない、実績がない場合は給付が成立しません。利用者との関わりを十分持っても、サービス利用までつながらないケースはゼロ報酬です。しかし、多くのケアマネジャーをはじめ、私たち専門職は、こうした利用者の方との関わりの中にこそこの仕事のやりがいや醍醐味を感じております。これらを正しく評価して、こうしたやりがいばかりに頼らず、これらの仕事に見合った対価を補償頂ければと思います。また、今後は実務研修受講修了者の就業率にも注目して、公表いただければと思います。

加えて、潜在ケアマネジャーの職場復帰についてですが、前回の検討会では、シニア層において更新研修を受けていない者も多くて、実務経験のあるこれらの層に対しては、一定程度の研修を受講すれば、介護予防プランナーとして地域包括支援センターで就労を可能とするなど、再就職のハードルを下げていただくなどの措置を講ずることを提案いたしました。今後、こういったことも御検討いただければと思っております。

ただ、予防プランナーを地域包括支援センターで採用する場合は、多くの場合、法人持ち出しといった状況もございますので、やはりこういった予防プランナーの確保に向けての人件費の確保も今後の課題として受け止めていただければと思います。

この中間整理の「5. おわりに」の部分に「一人一人の高齢者に寄り添ったケアマネジメントに注力できる環境を整備することが必要である」と書かれてありますが、この間、全国の多くのケアマネジャーは、一人一人の高齢者に寄り添ったケアマネジメントを行ってきたと思います。こうした結果、今回明らかになったケアマネジャーの業務負担増、また、それらを正しく評価いただけていない現状があると思います。改めて、やりがいだけでなく専門性を持った仕事として業務ができ、正当な評価を受けて、それに見合う収入を得ることができることで、ケアマネジャーになりたいという専門職や若者が増えるのではないのでしょうか。

いずれにしても、今後、私たち地域包括支援センターは、同じ地域で活動する居宅介護支援事業所のケアマネジャー、主任ケアマネジャーとともに互いに役割を發揮して、不足する社会資源、地域課題をともに考え、社会資源の創設にともに取り組んでまいりたいと思っております。そのためには数の確保はもちろんですが、改めて居宅介護支援事業所のケアマネジャー、主任ケアマネジャー、そして、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーとして求められる専門性の確保にもこれを堅持いただきたいと思います。

最後に、これは記載内容についての意見でございますが、2 ページ目の「地域におけるケアマネジメントの在り方」の最初の部分に「居宅介護支援事業所や地域包括支援センタ

一におけるケアマネジャーは、在宅における介護サービスの要である」と記載がございませうけれども、そもそも地域包括支援センターにはケアマネジャーは必置ではございません。これは介護予防居宅介護支援事業所と地域包括支援センター業務が二枚看板であることになっておりまして、地域包括支援センターとしてはこの三職種がプラン作成に当たっております。必ずしもケアマネジャーの資格を持っている者ばかりではございません。居宅介護支援事業所のケアマネジャーとは役割が異なっておりますので、こちらは丁寧な説明をいただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○田中（滋）座長 御意見、御要望をありがとうございます。

次に、染川構成員、お願いします。

○染川構成員 日本介護クラフトユニオンの染川でございます。よろしくお願いします。

前回の私どもの意見について、特に現時点、中間整理の時点で更新研修を仕組みとして残すことは適切ではないという意見について、中間整理案を修正していただいたということについて、感謝を申し上げたいと思います。

恐らく今日は中間整理案の確認の最後なのかなということを前提にお話をさせていただきますと、中間整理案であるとはいえ、これまで議論してきた中で各構成員の皆様とも共通の認識かなと私なりに感じているのは、やはり処遇改善です。ここは速やかにやるべきというところは恐らく共通しているのかなと思っています。そういった意味で、中間整理案だから、これから全てのことを同じスピードで検討していくということではなくて、必然性が高いものと実現が比較的早くできるものは分けていただいて、特に処遇改善の部分は可及的速やかに対応していただきたいと思っています。

期待をしていましたが、残念ながら先週発表された「介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策」を令和6年度の補正予算でやるという中のメニューにも盛り込まれていないということでございますので、中間整理ということでこのまま置いておくということにならないように、各構成員の皆様と意見が一致するところでここは前に進めるべきだということについては、速やかにしっかりと具体化につなげていただきたいということを要望して意見とさせていただきます。

以上です。

○田中（滋）座長 この検討会の成果をしっかりと世の中に広め、実現すべきだとの御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

次は常森構成員、お願いします。

○常森構成員 ありがとうございます。

私も中間整理案については、特段の異議はないのですが、前回までも申し上げてきたのですけれども、この後もっと大きな議論に接続していくのかなと思うのですが、その際に、この検討会では主として介護に携わる方々、事業者の方々の課題からの要望が中心ですけれども、介護保険制度全体を変えていくには、要介護者・利用者の声であるとか、あ

るいは要介護ではないが、保険料を払っている1号、2号被保険者が報酬も含めて納得できるように、保険料が値上げされている状況で、こういうマネジメントの在り方であれば、保険料であるとか一部負担を払ってもいいと思えるような案にすべきであるというのが前提であり、その上でもしも可能であれば、最終取りまとめ案の冒頭に、被保険者とか利用者について、ぜひ言及いただければなと。すみません。全くないということではないのですけれども、強調する形で言及してもらえると、より広い議論に接続できるかなと思います。

以上です。

○田中（滋）座長 制度全体の役割について御発言いただきました。ありがとうございます。

次は花侯構成員、お願いいたします。

○花侯構成員 ありがとうございます。

まず、中間整理案のおまとめ、お疲れさまでございました。また、常森構成員から大変ありがたい御意見を頂戴したところです。

私のほうからは、まず、検討会の中間整理案にはケアマネジャーの業務の在り方について4つのテーマがありますが、整理された表に主な事例が挙げられています。ケアマネジャーの仕事は法定業務なので、それ以外は無償労働、あるいはボランティア活動になってしましますが、この点に関して最初に思ったのは、ここで言うところのシャドーワークに関して、25年近くも全く議論されなかったのかということです。そして、法定業務ではない業務の多さとともに、それらの業務を除外したからといって、果たしてそこを受け止める介護保険外サービスや他機関はあるのかという疑問です。

法定業務以外の行き先としては「②保険外サービスとして対応しうる業務」は民間サービスでしょうか。NPOなどに依頼しても新たに費用が発生するので、低所得の利用者のことを考えると心配になります。

また「③他機関につなぐべき業務」では、特に部屋の片づけ、ごみ出し、買い物などの家事支援は、ホームヘルプサービスの生活援助が帯同するものではないでしょうか。制度改定のたびに生活援助を削減し続けた結果、ケアマネジャーがやむなく引き受けているのなら、生活援助の再検討が必要であると考えます。

福祉サービスの利用や利用料支払いの手續、預貯金の引き出しや振り込みは、社会福祉協議会などが実施する日常生活自立支援事業、そして、財産管理は成年後見人制度等の利用であるにもかかわらず、ケアマネジャーが業務から外すことができない実情があるとなれば、そこはケアマネジメントを超える課題があると思われます。

ここで4ページの終身サポート事業者に関してですが、地域共生社会の在り方検討会議での議論における監督省庁の設置、あるいは法整備についての意見があるとの追記は、残念ながら、本検討会では中間整理として踏み込んだ記載は難しいとのことでしたが、心あるケアマネジャーが、厚労省の資料にも記載しているからと、困っておられる利用者によ

かれと思って消費者被害のリスクの極めて大きいこうした事業者につないだ結果、心配される現状があることを再度申し添えておきます。

また、救急搬送時の同乗や徘徊時の搜索は緊急事態で、法定業務外ですなどと言っているのではないと思います。身寄りのない高齢者が増えるのに、ケアマネジメントは縮小の方向で本当に大丈夫なのでしょうか。

11月12日、国立社会保障・人口問題研究所は日本の世帯数の将来推計を公表し、2050年に向けて独り暮らし高齢世帯が増え続けると分析をしています。そのとき、福岡資麿厚生大臣は15日の記者会見で、身寄りのない高齢者が抱える課題への対応は、現在、地域共生社会の在り方検討会議で支援策の検討が進められていると説明されました。

振り返って、そもそも地域福祉では限界があるからと誕生したのが介護保険制度です。家族などの無償の支援に頼ることができない人が増えるのなら、先ほど川北構成員からも御意見がございましたけれども、ケアマネジメントの範囲を狭めるのではなく、法定内業務を増やして介護報酬で正当な評価をすべきではないかと思います。

確認ですが「5. おわりに」のところには「今後、社会保障審議会介護保険部会で報告した上で、制度改正や介護報酬改定に向けて、引き続き、必要な検討を進めていくことが適当である」と記載されています。先ほど説明もございました。議論は、今後、検討会のまとめの下に介護保険部会で審議するスケジュールになるのでしょうか。であれば、ただいま申し上げた点に関しても、しっかりとした議論が重ねられることを期待したいと思います。

それから、今さらではありますが、一応、2点のみ、中間整理案で気になったところについてなのですが、3ページの一番上の○ですが、2行目で「求め」を削除して「ニーズ」とされていますが、2ページ一番上の○の3行目にあるように、介護保険法第8条では「要介護者及びその家族の希望等を勘案」ということになっているのですから、ここは「求めを踏まえたニーズによる」としたほうがより適切ではないかと思います。

それから、10ページの上から3つ目の○の2行目に「全国統一的な実施が望ましい内容を国レベルで一元的に作成する」とされていますが、これは国が特定の事業所に作成を委託するという意味なのでしょうか。仮にそうであれば、次の○の11ページ一番上にあるように、都道府県には中立性や透明性を求めているわけですから、同様に、国レベルで作成する場合にも、その点について配慮を要望したいと思います。

また、ここでは都道府県が研修の評価を行うことになろうかと読み取れますので、そうした結果を国レベルで作成する研修内容の見直しに反映するという循環をつくることも重要かと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○田中（滋）座長　ありがとうございます。

この報告書の後の取扱いについて御質問がありましたので、お答えください。

○吉田認知症施策・地域介護推進課長　ありがとうございます。

一番最後の「５．おわりに」のところで書いておりますが、この中間整理の取扱いということでもありますけれども、この後、介護保険部会にしかるべきタイミングで御報告した上で、制度改正が必要なもの、あるいは介護報酬改定が必要なものがこの中間整理の中に当然含まれておりますので、そうしたものについては、基本的には介護保険部会でしかるべきスケジュールで次の制度改正なり、介護報酬改定のスケジュールに乗せるような形で引き続き御議論、取り扱っていただくことが必要だろうということでもあります。

もちろん、今の時点でいついつと時期が決まっているわけではございませんけれども、この中身の中間整理で盛り込まれている事項の中で、制度改正事項、介護報酬改定事項が当然含まれておりますので、そうしたものについては、しかるべきスケジュールで介護保険部会につなげていくことが適当であるということを書いてあるものでございます。

○田中（滋）座長 花侯構成員、よろしゅうございますか。

○花侯構成員 承知いたしました。ありがとうございます。

○田中（滋）座長 では、次に移ります。

柴口構成員、お願いいたします。

○柴口構成員 御指名ありがとうございます。それでは、私のほうから発言させていただきます。

今回の中間整理案につきまして、当協会の意見を多く反映していただき、ありがとうございました。当協会では、この検討会で当協会のシンクタンク部門が行った独自の調査・分析結果や、現場の居宅介護支援事業所の実務者で構成したタスクフォースでの議論を踏まえて、職能団体として意見を述べさせていただきました。その意見を反映いただいたことは、現場の介護支援専門員の声を尊重していただいたものと考えております。

今後はこの中間整理で提起されました個別の課題について、検討を進められることが記載されております。今後の検討の指針として非常に重要なものであると認識しています。当協会は介護支援専門員の業務負担、人材確保、法定研修や資格の更新、質の向上について、できる限りの協力をさせていただきます。また、必要な意見につきましても、しっかり出させていただきたいと思えます。

最後に、１つだけお願いがあります。介護支援専門員の人材確保についてです。

このことは現在非常に危機的な状況であります。数年後には深刻な状況になることが予測されます。シャドーワークは無報酬の上、日常の業務負担を圧迫するものであり、このことが業務内容と賃金に不均等を生む大きな要因となっています。また、法定研修や更新の在り方についても継続した議論を行い、時代に応じた内容や方法を積極的に取り入れるべきだと思います。

これらの多様な課題を丁寧に関解決していくことで、介護支援専門員の人材確保は促進されると思えます。そのためにも行政機関や各団体と介護支援専門員とが連携し、地域の課題を解決するための取組を推進させていきたいと考えております。

最後になりますが、田中座長をはじめ構成員の皆様には、我々介護支援専門員のため非

常に有意義な御検討、御協議をいただき、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

今後は、当協会としては、これまでの検討会でお伝えした賃金、労働環境、やりがいという3つの視点から対策を進めていきたいと考えております。特に処遇の問題や業務負担については、介護支援専門員が魅力ある職業と思われるよう、国だけでなく都道府県や市町村の理解と協力が必要だと思います。

当協会としても、介護支援専門員が誇りを持って地域の中で専門性を生かして活躍できる環境をつくっていくために努力していきたいと思います。また、職業団体としまして、自分たちのやりがい、魅力発信等を今後も続けていきたいと思いますので、皆様、今後とも御協力のほど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○田中（滋）座長 ありがとうございます。協会として大変心強い言葉を言っていただきました。

続きまして、工藤構成員、お願いいたします。

○工藤構成員 ありがとうございます。工藤です。

今回の中間報告の取りまとめに関して、構成員の様々な立場の意見を踏まえて網羅された枠組みではないかと捉えております。これらの課題を同時並行で全て一気に解決ということはなかなか難しいと思うのですが、段階的に着実に進めていただくことを切に願っております。

なぜならば、この報告書の7ページの下から2つ目のところにありますけれども、今後10年以内にケアマネジャーは大分減るだろうということで、人材不足のところはやはり喫緊の課題であると思いますので、この後のしかるべき検討会などでは優先順位をつけて検討していただきたいと考えております。

私が繰り返し述べてきたことは、ケアマネを中心に、そこだけということではなく、その取り巻く環境、関係各所の協力が必要である。その辺のこともこの中間報告の中には位置づけていただきました。

もう一つ、関係各所だけではなく、やはり住民の理解も必要であろうと思います。こういった制度改正とかを今後検討されるときには、自らの生活の質もさることながら、費用負担の課題なども多分出てくるのだらうと思っております。

そして、この中間報告の6ページなのですが、1点確認と、ちょっと気になったところがございましたので、6ページの下から3つ目のパラグラフの3行目のところに「国は、制度的位置付けを明確化することを検討するとともに」と示されておりますけれども、これは先ほど述べたように、この後、検討の場面は社保審の介護保険部会という理解でよろしいのかどうかというところは後ほど教えてください。

あと、1つ下がったところの○ですが、4行目に「検討などあくまでも主任ケアマネジャーの確保」とありますけれども、この文脈の中では「あくまでも」となくとも意味が通るのかなと感じたところです。

そして、7 ページ 1 つ目のパラグラフですが、これは意見というか、自分の感想ですけれども、下から 2 行目に「国において AI によるケアプラン作成支援に向けた調査研究を進める」。今後、こういうところも推進されていくのだらうと思うのですが、そうしたときに、真にケアマネジャーの専門性というものは、個人的には、今回は記載していただきましたがけれども、利用者に説明する、同意を得るなどの対人援助的なスキル、それと、AI に入力するといったところで、アセスメントをきちんとできなければ、間違った情報の入力で間違った方向に行ってしまうということも考えられますので、これが後ろのほうの「質の向上」というところで研修の見直しなどのところも十二分に配慮していただければありがたいかなと思っております。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○田中（滋）座長　ありがとうございました。

では、御質問にお答えください。

○吉田認知症施策・地域介護推進課長　ありがとうございます。

御質問は 6 ページ目の下から 3 つ目のパラグラフの 3 行目の部分でございまして「国は、制度的位置付けを明確化することを検討」という記載がある部分でございます。工藤構成員の御指摘のとおりでございまして、まさに制度的な課題ということになりますので、今後しかるべきタイミングで介護保険部会で取り扱っていくべきテーマであると認識してございます。

以上でございます。

○田中（滋）座長　工藤構成員、よろしゅうございますか。

○工藤構成員　ありがとうございました。

○田中（滋）座長　では、田中構成員、お願いいたします。

○田中構成員　質問の機会を頂き、ありがとうございます。

私のほうからは、記載内容についての意見ということで 1 つお願いをしたいと思っております。

13 ページの「5. おわりに」の 4 つ目の○の「ケアマネジャーの業務の整理に当たっては」というところで書いてある文言の中に「国や都道府県における取組も求められる」と記載いただいているのですが、4 ページのほうには国の役割は記載されているのですけれども、都道府県の役割の記載が欠けているのかなと感じましたので、しっかりそこは、市町村だけ、自治体だけではできるものとできないものがある、二次医療圏域で広域で市町村同士がつながることでサポートできることがあるかと思っておりますので、できれば 5 ページのところに「また、国としても」と書いてあるその前に、二次医療圏等でも担える役割もあることから、都道府県等も研修の支援とか、市町村同士をつなげるような場づくりなどのバックアップ体制をとることが大切であるということも追記いただけたら、非常にありがたいなと思っております。

このシャドーワークの部分については、本当に高齢者の部門だけではなくて、障害者と

か児童の部門でも専門職の方がシャドーワークをせざるを得ない環境があるので、この辺りは地域共生社会のことであつたりとか、重層的支援体制整備事業の下でもしっかりと自治体、都道府県ともに考えていかないといけないとても大切な部分だと思いますので、少し追記いただければなと思いました。

以上です。

○田中（滋）座長 追記の御提案をありがとうございます。

江澤構成員、お願いいたします。

○江澤構成員 ありがとうございます。

今回の中間整理案につきまして、全体的には賛同いたしております。これから2040年にかけて85歳以上の高齢者が増えるに当たり、医療と介護の両者のニーズを持つ高齢者が増えてくる中で、ケアマネジャーは医療と介護の要の役割をますます担うことが期待されていると認識しております。

その上で、ケアマネジャーについては、一定の質を確保した上での量の確保が今後の重要な課題であると思います。その量と質のバランスを踏まえながら、何が実行できる方策なのかということを探索しながら進めていく必要があると思います。

また、主任ケアマネジャーの兼務の推進というのもありますけれども、今後は兼務の推進よりも、やはり数を確保していくことを念頭に置いて取り組むことが重要であり、10年後以降の深刻なケアマネジャーの人材不足という事態が生じることに关しましては、兼務の推進では抜本的な対策にはならないと思いますので、まずは一定の質を担保した上での量の確保、これは今の時点で何ができるのか、あるいは将来、制度とか仕組みの変更の中で何ができるのかということをしつかりと考える必要があります。

もう一点は、併せまして、いつも申し上げておりますが、ケアマネジャーの処遇の改善というのをどう考えていくのかというところでもあります。今回のこのたびの春の同時報酬改定におきましても、医療分野も含めて処遇改善の手当が一定程度なされているところでございます。もちろん他産業と比べてまだまだ不十分な状況ではありますが、そういった中で、居宅介護支援事業所には処遇改善が施されていないという状況もございますので、処遇改善をどのように図っていくのかということのも併せて検討課題と思っております。

今後に向けては、この中間取りまとめ案がしっかりと実行できるように、いろいろまた議論を進めていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○田中（滋）座長 ありがとうございます。10年後をしつかり見据えよと言っていました。

石山構成員、お願いします。

○石山構成員 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。石山でございます。

今回の取りまとめに关しましては、事務局の皆様には、ありがとうございます。おおむね委員の修正の希望が反映されたものになっているのではないかと思います。

今後に具体的な施策が展開されていくことになると思います。その指針として、当然のことではございますけれども、中心に置くのは利用者、被保険者、国民であります。業務を効率化することが目的化し、ケアマネジメントの質が低下することのないよう、まずはしっかりと利用者を守ることでできるケアマネジメントの質を確保することが前提ということを改めて申し添えておきたいと思います。

それから、ケアマネジャーのシャドーワークの整理と、利用者の視点を重視する・権利擁護をするという観点から、懸念点を1つ申し上げます。

仮にケアマネジャーが介護保険サービス以外のサービスを提供することになった場合のことです。これは「職能団体」という文字が入っていることについて。

地域によっては人材確保が非常に難しいことも考えると、担当のケアマネジャーとその利用者に対する保険外サービスの提供者が同一になる場合も想定されます。そうした場合には、本来ケアマネジャーは、提供されているサービスについて、公正・中立な観点から利用者の立場に立って権利が擁護された形で確認していく立場にございます。仮にサービス提供者と担当ケアマネジャーが同一となった場合には、それを誰が公正・中立な立場で確認していくのか、利益相反の関係になるおそれがあると思います。これについては今後展開されていくことであります。そうした環境が生じないようなガイドライン作成が必要になるのではないかと考えます。

それから、10年後のケアマネジャーのこと、ケアマネジメントの提供に関して懸念する意見が出ておりますが、これについては、ケアマネジメントの新たな在り方というものを、既存の方法を重視しつつも新たな展開、ケアマネジメントの提供がしっかりとなされていくような形を今後検討していく必要性があると考えます。

以上でございます。

○田中（滋）座長 懸念点を含めて貴重な御意見をありがとうございました。

続きまして、相田構成員、お願いいたします。

○相田構成員 相田でございます。本日も貴重な発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

中間整理といたしまして多数の御意見をおまとめいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、現場のケアマネジャーといたしまして、6回にわたり本検討会に参加させていただきましたことに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

本検討会に参加をさせていただきまして改めて考えさせられましたのは、全ては利用者のためにあること、利用者のために質の高いケアマネジメントを実現するための課題であるということです。

私たち介護支援専門員を通して見える課題は、決して私たちだけの課題ではございません。私たちが抱えている課題は、私たちを通して見える、地域の一員である利用者が抱える地域生活課題であり、社会課題であることを実感いたしました。地域全体、社会全体で

協議され、また、仕組みとしてそれぞれの地域に応じた形で実現しなければ、解決にはつながらないということを思いました。

仕組みができたといいたしましても、私たち自身が利用者、家族、そして、他職種、他者により信頼される存在とならなくては何も委ねていただけないと思います。自らの資質を高められるように能動的に学ぶ姿勢を持ち、多職種チーム全体に必要とされる視点を学び、適切なケアマネジメントが行えますように。、手法等の活用を他職種とともに進め、信頼できる、適切な介護サービスの提供を行えますように。ケアマネジメントの質の向上には社会全体とともに努めなければならないと思いました。

業務整理につきまして、たくさんの御意見を御反映いただき、お示しいただきましてありがとうございました。

「②保険外サービスとして対応し得る業務」につきましては、具体的な担い方に統一が必要であると思います。「③他機関につなぐべき役割」につきましては、つなぐ先がなければ成立いたしません。死後事務をはじめ、いずれも地域住民にとってはどれも重要で必要な内容となりますので、信頼できるサービスとしての整備が速やかに図られますように、よろしくお願いいたします。

主任介護支援専門員につきまして、管理者要件を含む制度的位置づけの明確化、職域・担う役割に応じた研修の在り方、役割に応じた評価、一律ではなく地域による柔軟な配置等を検討するということが必要な場合には適切であると思います。目標は、そこに関わる全ての人が心身の健康を保ち、自分なりの幸せに向かい、できるだけ穏やかに時を重ねウェルビーイングであることだと思います。利用者だけでなく、人材不足を抱え、様々な困難を抱えながら現在も務めております現任の介護支援専門員への就労継続支援が見える形にて行っていただくということは大変大きなエールになると思います。

最後に、本検討会に参加をさせていただきまして、自身と職種につきまして、また、その役割につきまして、これほどまでに深く考えさせられた機会はございませんでした。この気づきを職能団体の活動にもつなげ、主任介護支援専門員として、地域の一員として、様々な職種・人々の結びつきを深められますように努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○田中（滋）座長 御本人の決意を含めて、様々な点の御指摘をありがとうございました。

続きまして、内藤構成員、お願いいたします。

○内藤構成員 発言の機会をありがとうございます。内藤でございます。

まず、全体として、この会議で出された様々な課題を網羅していただいて、解決しにくい問題もあったかとは思いますが、全般にわたって解決の方向性を示していただいたということにつきましては、事務局、それから、座長に対して深く感謝を申し上げるところでございます。

全体としましては大変よくできていると思っておりますが、1点だけ、最初にも御意見がありましたように、6ページの下から2つ目の○にある主任ケアマネジャーの居宅介護

支援事業所と地域包括支援センターの兼務の件でございますが、これについては、原則としてはあまり賛成しておりません。

全体の議論として、そもそも包括と居宅介護支援事業者の役割は違うということが整理されて、そして、居宅介護支援事業者でも管理的業務と教育的業務は違うという整理をしてきたところですので、それをまとめて1人の人がやるというのはなかなか負担が高い。最後のところに負担を考えるということは書いてあるのですが、そのところはもう少し考慮する必要があるかと思います。ゆくゆくはどうしてもケアマネジャー、特に主任ケアマネジャーの確保が難しいという地域も出てくることは間違いないところですが、安易に兼務に走るのではなくて、まずは人員の確保と、それから、主任ケアマネになりやすいような研修の仕組みであるとか、条件の確保を目指した上で、どうしても仕方がないところは兼務を考えていく。兼務は補助的な位置付けだということで考えたほうがいいのではないかというのが私の意見でございます。

資料2の概要版は、多分、今回は説明されないと思うのですが、そちらを見ると、実は制度的位置づけの明確化、研修の在り方、役割に応じた評価の在り方、そして、最後に柔軟な配置と書いてありますので、そういうニュアンスが出ているかと思うのですが、本文のほうは1つの方法として書かれているように読めましたので申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

○田中（滋）座長　ありがとうございます。

兼務についてお二人から疑義がありましたが、いかがですか。事務局、何かお答えになりますか。

○吉田認知症施策・地域介護推進課長　ありがとうございます。

6ページの記載自体も、前回もそのような御懸念がございましたので、それを踏まえた記載をさせていただいたつもりでありますけれども、なおニュアンスが兼務のほうの方策として表に出てくるような形で読めるという御指摘だと思いますので、少し座長とも相談いたしまして、もう少し慎重な書き方ができないか検討を考えたいと思います。

○田中（滋）座長　ありがとうございました。

一わたり御発言を頂戴しましたが、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

中間整理案について、一部文言の修正提案などもございましたが、大筋について、流れについては、おおむね了解が得られたと判断いたします。

文言に対する修正意見の取扱いには座長に一任いただく扱いでよろしゅうございますか。

（異議なしの意思表示あり）

○田中（滋）座長　領いていただきました。

では、事務局と相談の上、修正した場合は、後日、その修正版を皆様にお送りし、確認を得た上で厚生労働省のホームページ上で公表します。それとともに、先ほど来出ているように、介護保険部会に報告することといたします。そのような方向でよろしゅうございますね。

(異議なしの意思表示あり)

○田中（滋）座長 ありがとうございます。

私からも一言申し上げると、ケアマネジメントの問題は非常に重要で、人員が足りなくなるおそれのみならず、業務の在り方についても考えていることがたくさんありましたが、それを構成員の皆様の的確な発言でより深掘りでき、将来の方向が少しでも見えたと感じております。これで終わりではありませんが、これからもこの問題を考えるに当たり、それぞれの方とまた議論するような場をこれからもつくってまいりたいと存じます。

御努力いただいた事務局にも感謝いたします。

では、最後に、老健局長から一言お願いいたします。

○黒田老健局長 老健局長でございます。

田中座長をはじめ構成員の皆様方、8か月、計6回にわたりまして、ケアマネジメントを取り巻く諸課題に特化した形の検討、大変精力的に御議論いただきまして、誠にありがとうございます。

この検討会では、ケアマネジャーの業務の在り方、人材確保・定着に向けた方策、法定研修の在り方、ケアマネジメントの質の向上、いずれも大変重要で、かつ、複合的な課題、先ほど先生方からお話がありましたように、それぞれが関わりあった複雑な課題ということではございますが、その解決に向けた基本的な視点をお示しいただいたと考えております。

今回の中間整理案につきましては、まず先生方のお話を反映して、確認いただいた後に、社会保障審議会介護保険部会に報告をさせていただきたいと思っております。この方向性に沿って制度改正、介護報酬改定等に向けて検討を深めてまいります。

今後の政策の検討に当たりまして、様々な場面で構成員の皆様方のお知恵をお借りする機会もあろうかと存じます。引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

改めましてこれまでの御尽力に深く感謝申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○田中（滋）座長 局長、ありがとうございます。

それでは、本検討会は、もう少し修正した上ですけれども、本中間整理をもって一区切りとなります。介護保険部会への報告後、部会での議論の状況によっては、必要に応じて構成員の方々の御意見を伺う機会もあるかもしれません。その際は引き続きの御協力をお願いいたします。

では、これにて、本日というか、この会の終わりいたします。皆様、どうもありがとうございました。